

審査 処理欄	認	否	コード	保	認定日	人数	所得	賃貸契約書 有・無	受取日
-----------	---	---	-----	---	-----	----	----	--------------	-----

年度(20 年度) 就学援助申請書兼世帯状況票

【大阪市 居住者用】

(申請区分) いずれかの区分 を囲んでください。 () 内の申請期限までに学校へ提出してください。

早期 書類審査のみ (4月 日まで)
 一般 全審査(6月 日まで)
 随時 7月1日以降
 再審査

1年生で申請理由 ~ の場合のみ申請できます。
 同校にきょうだいがいる場合は、きょうだいも
 生徒名欄に記入して提出してください。
 全学年、全ての申請理由について申請
 できます。

大阪市教育委員会あて
 次のとおり就学援助を申請します。
 就学援助審査・支給に際して、教育委員会が住民基本台帳を閲覧し、必要な情報を確認すること及び
 生活保護適用の有無や扶助費の支給状況について関係所管に確認することに同意します。

申請書提出日
年 月 日

生 徒 名	大阪府立 中学校		申 (保 護 者)	現 住 所	□□□□-□□□□ 電話() 大阪市 区	
	新 学年			.1.1現在の住所(現住所と異なる場合は必ず記入ください)		
	新 学年			名 前	フリガナ	
	新 学年					

(申請理由) 該当する理由に☑をつけてください。

- 市民税が非課税である。
- 固定資産税を減免された。
- 個人事業税を減免された。
- 国民年金保険料を減免された。
- 国民健康保険料を減免又は徴収猶予された。
- 児童扶養手当の支給を受けている。
- 生活福祉資金の貸付の決定を受けた。
- 雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者である。
- 火災、風水害、震災、その他の災害にあった。
- 生活保護を停止又は廃止された。
- 生活保護を受けている。

~ には該当しないが、経済的に困っている。

↓

下記のどちらかに☑をつけてください。 年4月1日現在(随時は申請日現在)住宅形態によって、所得基準が異なります。

**持家
借家等(賃貸契約書の写し等の提出が必要です。)**

(特別な事情) 該当する事由があれば☑をつけてください。

年 月 日に()が解雇等・倒産・廃業により失業
 解雇等の場合、雇用保険受給資格者証の離職理由コード()
 その他(記入内容は、「お知らせ」の7ページをご覧ください。)

【申請理由 で税情報を利用する場合】

申請理由が の場合、 年度市民税・府民税の税情報を利用される方は、下記内容をご確認の上、記名して下さい。

- 年1月1日現在の市内居住者が利用できます。
- 申請書記載のなまえ・生年月日・住所で確認しますので、世帯状況欄は正確にご記入ください。
- 申請区分「一般」「随時(年中申請分)」申請のみ利用できます。 随時申請は年内受付分まで

就学援助審査に際して、大阪市教育委員会が住民基本台帳及び個人市民税課税台帳を閲覧し、必要な情報を確認すること、また、申請書の記載事項及び調査・閲覧事項を電子計算機に登録し、事務処理に活用することに同意する。

申請者名 世帯全員の方に同意の意思を確認のうえ、記名ください。

(世帯状況(生計を一にする者全員))		申請理由にかかわらず、必ず記入してください。			世帯人数 人	
フリガナ 家族名	申請者から みた続柄	生年月日	別居の場合 住所を記入	きょうだいの 学校名・学年	審査処理欄	
4/1	申請者 (保護者)					
1						
2						
3						
4						
5						
6						

お子さまが通学されている学校ごとに1枚必要です。

(申請理由) の方は、裏面も必ずお読みください。

申請内容に変更があった場合は、すぐ学校に連絡してください。

就学援助支払口座の登録が必要です。必ず別紙「就学援助費口座振替申出書」を提出してください。

申請理由 または で申請された方について、税情報を利用せず、証明書類による審査を行う場合は次のいずれかの証明書類が必要です。

証明書類（税情報を利用しない場合）		申請理由	申請理由
		「年税額」欄に「0円」と記載されている場合	年中の所得がわかる書類として
年度 市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写） （納税義務者用）	勤務先を通じて交付 （ 年5月下旬）		不可
年度 市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写） （納税義務者用）	勤務先を通じて交付 （ 年5月下旬）		
年度 市民税・府民税証明書 下記 「市民税・府民税証明書」について 参照	市税事務所・区役所 （出張所等含）で発行 （ 年6月以降）		不可
年度 市民税・府民税証明書 下記 「市民税・府民税証明書」について 参照	市税事務所・区役所 （出張所等含）で発行 （ 年6月以降）		
年度 市民税・府民税納税通知書兼税額変更（決定）通知書 及び課税明細書（写）	市税事務所から送付 （ 年6月以降）		不可
年度 市民税・府民税納税通知書兼税額決定（充当）通知書 及び課税明細書（写）	市税事務所から送付 （ 年6月以降）	送付なし	

【証明書類に関する注意事項】

- 収入・所得の有無に関わらず、生計を一にする世帯全員（ 年4月1日以前に生まれた方）の証明書類が必要になります。ただし、申請理由（市民税が非課税）の場合、被扶養者の方の証明書類は不要です。
提出する書類は年度を統一してください。
- 市内居住者（ 年1月1日現在）については、税情報を利用することにより証明書類が不要になります。利用する場合は、表面の【申請理由 ・ で税情報を利用する場合】をご確認ください。
- 「市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」は、主たる給与以外の所得に対する住民税を普通徴収で課税されている場合は、証明書類として使用できません。

「市民税・府民税証明書」について

- 「市民税・府民税証明書」は、市税事務所または区役所（出張所等含む）で発行しています。
当該年1月1日現在の住所が大阪市外の場合は、お住まいだった市区町村で課税（所得）証明書の発行を受けてください。
交付申請するときは、申請書の「使用目的」欄の「就学援助」に☑をつけてください。
「市民税・府民税証明書」は、扶養控除欄の記載が省略されているものは使用できません。
- 小学校と中学校など2枚以上申請書を提出する場合、「市民税・府民税証明書」の原本を添付するのは一方だけで、他方はコピーを添付してください。
- 所得がなかった方や市民税・府民税が非課税になる方も、就学援助の申請のためには、原則として、市民税・府民税の申告が必要です。「市民税・府民税証明書」は、申告を行ってから交付を受けてください。
「 年度市民税・府民税証明書」は 年6月以降に発行可能です。
申請理由 による審査では、「市民税・府民税証明書」により「所得金額」を確認しますが、次の方を除き、市民税・府民税の申告をされていない場合は「所得金額」が記載されないため、確認できません。
（市民税・府民税の申告が必要のない方）
・ 所得税の確定申告が済んでいる方
・ 給与所得のみで、会社等で年末調整し、給与支払者（勤務先）から給与支払報告書が提出されている方
・ 公的年金等 の所得のみで、その他に所得がない方 遺族年金・障害年金は除く
- 市民税・府民税の申告は、申告期間中（ 年2月 日から3月 日まで）に郵送、行政オンラインシステム又は窓口で申告を行ってください。
窓口での申告は市税事務所（船場法人市税事務所を除く）のほか申告期間中に限り、区役所臨時申告受付会場でも受け付けます。詳しくは、 年2月初旬発行の区広報紙や大阪市ホームページをご確認ください。
市民税・府民税の申告では、所得が0円の場合も、ひとり親・寡婦の方は、ひとり親控除、寡婦控除の申告を行ってください。また、所得がない（又は扶養限度額内の）お子さま等がおられる場合も、ご自身が扶養されている場合は申告を行ってください。

《学校からの特記事項》

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
学校長名

とじしる（添付書類をステープラーなどで留めてください。）